

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供いたします。

対象期間:2024年4月1日~2025年3月31日

1. 派遣労働者の数

22名

2. 派遣先の数

2件

3. 労働者派遣に関する料金の平均額(1人1日8時間あたり)

24,689円

4. 派遣労働者の賃金の平均額(1人1日8時間あたり)

17,323円

5. マージン率

29.8%

6. 派遣労働者の待遇決定方式

労使協定方式

協定対象労働者:全派遣労働者

協定の有効期間:2024年4月1日~2025年3月31日

7. キャリアアップ形成支援制度に関する事項

新規採用者研修

入職前研修

フォローアップ研修

情報セキュリティ研修

eラーニング

ハラスメント教育

メンタルヘルス研修

階層別キャリアアップ研修

8. キャリアコンサルティング相談窓口および連絡先

総務部 TEL:03-5653-5435

事業所名 株式会社東舞トータルサービス メディア事業部

許可番号 派13-308809